



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*1 射撃競技用けん銃若しくは空気けん銃又は公演用等銃砲刀剣類の許可の期間並びに教習資格認定証及び練習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 331 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 2
- 332 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 2
- 333 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 3
- 334 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 3
- 335 公共測量の実施 (技術調査課) 3

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

射撃競技用けん銃若しくは空気けん銃又は公演用等銃砲刀剣類の許可の期間並びに教習資格認定証及び練習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月15日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純 久

射撃競技用けん銃若しくは空気けん銃又は公演用等銃砲刀剣類の許可の期間並びに教習資格認定証及び練習資格認定証の有効期間を定める規則の一部を改正する規則

射撃競技用けん銃若しくは空気けん銃又は公演用等銃砲刀剣類の許可の期間並びに教習資格認定証及び練習資格認定証の有効期間を定める規則(平成4年和歌山県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間を定める規則</u></p> <p>(射撃競技用拳銃又は空気拳銃の許可期間)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条第1項第4号に規定する拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技の用途に供するための拳銃又は空気拳銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年とする。</p> <p>(公演用等銃砲等又は刀剣類の許可期間)</p> <p>第2条 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する演劇、舞踏その他芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの用途に供するための銃砲等又は刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年を超えない必要な期間とする。</p>	<p><u>射撃競技用けん銃若しくは空気けん銃又は公演用等銃砲刀剣類の許可の期間並びに教習資格認定証及び練習資格認定証の有効期間を定める規則</u></p> <p>(射撃競技用けん銃又は空気けん銃の許可期間)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条第1項第4号に規定するけん銃射撃競技又は空気けん銃射撃競技の用途に供するためのけん銃又は空気けん銃に係る同条第4項の規定による許可の期間は、2年とする。</p> <p>(公演用等銃砲又は刀剣類の許可期間)</p> <p>第2条 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する演劇、舞踏その他芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの用途に供するための銃砲又は刀剣類に係る同条第4項の規定による許可の期間は、1年を超えない必要な期間とする。</p>

<p>(国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の許可期間) 第3条 法第6条第1項に規定する国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類に係る同条第2項の規定による許可の期間は、60日とする。</p> <p>(教習資格認定証の有効期間) 第4条 法第9条の5第2項に規定する教習資格認定証の有効期間は、当該教習資格認定証の交付の日から起算して3月とする。</p>	<p>(国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の許可期間) 第3条 法第6条第1項に規定する国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類に係る同条第2項の規定による許可の期間は、60日とする。</p> <p>(教習資格認定証の有効期間) 第4条 法第9条の5第2項に規定する教習資格認定証の有効期間は、3月とする。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
はな薬局田辺店	田辺市中万呂61-5	—	塩澤知康	令和 4.3.1

和歌山県告示第332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパーセンターオークワ南紀店
 和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
 令和3年和歌山県告示第1023号
- 3 意見の概要
 なし
- 4 意見の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
 新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 縦覧期間 令和4年3月15日から同年4月15日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源栄谷店

和歌山県和歌山市延時字水口10番地の1

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第1029号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音振動の発生源対策を図り、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。
- (3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、産業廃棄物置場からの悪臭等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。
- (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (5) 当該地の隣接道路に、貴志中学校の通学路が設定されているため、通学生徒への安全対策を講じるとともに、当該安全対策等について、事前に貴志中学校及び近隣の小学校への説明を行ってください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年3月15日から同年4月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第334号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字東422の5から422の7まで、426の19、426の20
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量）

- 2 作業期間 令和4年3月7日から同年4月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市吉礼地先